温泉部会の活動概要

1 令和元年度の部会開催状況

月日	議事等
	(部会に諮問する申請がなかったため、開催なし)

- 2 令和2年度の部会審議予定
 - (1)6月末までに温泉法上の申請(諮問案件)があった場合

7月下旬 現地調査

8月下旬 部会

(2)12月末までに同申請があった場合

1月下旬 現地調査

2月下旬 部会

温泉部会への諮問事項について

温泉部会で審議する事項は、以下のとおりです(温泉法第32条)。

- ·温泉掘削許可(温泉法第3条第1項、第4条第1項)
- ・温泉増掘許可(温泉法第11条第1項)
- ・温泉動力装置許可(温泉法第11条第1項)
- ・温泉掘削、増掘および動力装置許可の取消し(温泉法第9条第1項、第11条第2 項、同条第3項)
- ・許可を受けた者に対する公益上必要な措置命令(温泉法第9条第2項、第11条 第2項、同条第3項)
- ・温泉採取制限命令(温泉法第12条)

【参考】温泉法第32条(審議会その他の合議制の機関への諮問)

都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。) 第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)第11条第1項又は第12条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。